

社会福祉法人愛川舜寿会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛川舜寿会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 特任・非常勤役員とは、非常勤役員のうち、法人と経営情報の共有・指導ができる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、名称の如何を問わない。なお、報酬等は法人の役員及び評議員との職務執行の対価に限られ、法人の使用人等として受け取る財産上の利益を含まない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、評議員の報酬は、定款第八条で定める金額の範囲内とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表1「役員報酬表」のとおりとする。
2 評議員に対する報酬の額は、別表2「評議員報酬表」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬が月額役員については、その報酬を毎月20日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前営業日とする。
2 報酬が会議等出席に伴う日額の役員については、理事会及び監事監査への出席等の都度、支払うものとする。
3 評議員の報酬は、評議員会への出席等の都度、支払うものとする。

(報酬等の日割り計算)

第6条 報酬が月額の場合の役員は、その月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。その際の計算金額に1円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額とする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(旅費等の支給)

第8条 役員及び評議員が、その職務執行のため出張するときは、社会福祉法人愛川舜寿会職員等旅費規程に定める旅費等を支給する。

(費用の支給)

第9条 役員及び評議員が、その職務執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員が、会議等に出席した際はその実態に応じ、交通費、自家用車の燃料費等の実費相当額を支給する。ただし、自家用車の燃料費の換算額は、1キロメートル当たり20円で計算した額とする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等報酬規程 別表

別表1 役員報酬表

役職名	報酬	年間報酬額他
理事長（非常勤役員）	日額 25,000 円	年間報酬額 600 万円までの範囲内
常務理事（常勤役員）	月額 100,000 円	常務理事
理事（常勤役員）	月額 20,000 円	常務理事以外の常勤役員
理事（非常勤役員）	出席 1 回当たり 20,000 円	
監事（非常勤役員）	出席 1 回当たり 20,000 円	

理事（特任・非常勤役員）	月額 50,000 円	
監事（特任・非常勤役員）	月額 50,000 円	

別表2 評議員報酬表

役職等	報酬
議長である評議員	出席 1 回当たり 15,000 円
評議員	出席 1 回当たり 10,000 円